

入居予定者の選定（公開抽選）

（1）抽選番号

申込があった世帯に対して抽選番号を 1 つ付与します。抽選番号は、市から申込者に対して受付票を送付してお知らせします。

（2）優遇抽選

特に配慮が必要な世帯に対して優遇抽選を実施しています。下記の優遇世帯に該当する方については、通常 1 世帯に対して 1 つ付与している抽選番号に加え、その該当する条件の数だけ抽選番号を付与します。

ただし、LDK タイプ住宅の申込世帯について、下記優遇世帯に 2 つ以上該当した場合には、申込条件を除いた数だけ抽選番号を加算します。

＜優遇世帯＞ ※詳しい要件は「優遇世帯に関する申告書」をご覧ください。

- ① 母子・父子世帯
- ② 高齢者世帯
- ③ 障害者世帯
- ④ 原子爆弾被爆者
- ⑤ 海外引揚者
- ⑥ ハンセン病療養所入所者
- ⑦ DV 被害者世帯
- ⑧ 通算 3 回落選・補欠
- ⑨ 子育て世帯（ただし、子が 20 歳未満に限る。）

（3）抽選方法

抽選は住宅ごとに次のとおり行います。補欠者の選出についても同様です。

- ① 抽選箱に抽選番号と同じ番号札を入れます。
- ② 抽選箱から 1 つずつ番号札を取り出します。（市職員が行います）
- ③ 各住宅の 1 番目が「当選者」となります。

（4）補欠者

補欠者は各部屋に対して 1 位から 3 位までの計 3 名ずつ選出いたします。

補欠者は、申し込みを行った空室に入居辞退等の事由が発生した場合、補欠順位に従って、入居のご案内をします。

なお、当選者が入居手続きを完了した時点で補欠者としての資格は喪失します。

優遇世帯に関する申告書

優 遇 世 帯		
①母子・父子世帯	申込者本人が、現に20歳未満（入居日前日時点）の子を扶養している世帯（別居、離婚調停中の方は該当しません）	
②高齢者世帯	申込者本人が60歳以上（入居日前日時点）であり、同居者のすべての方が、60歳以上（入居日前日時点）の3親等の親族である世帯	
③障害者世帯	次のアからエのいずれかに該当する方がいる世帯 ア 「身体障害者福祉法」第15条第4号の規定により、1級から6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」第6条第3項の規定により、次のいずれかに該当する方 1) 1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 2) 障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 ウ ④、A、B又はCの療育手帳（みどりの手帳等）の交付を受けている方 エ 「戦傷病者特別援護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方	
④原子爆弾被爆者	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている方	
⑤海外引揚者	新たに海外から引き揚げた方で、市長の指定を受けた方（日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている方）	
⑥ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方	
⑦DV被害者世帯	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者等との同居は認められません） ア 上記の法律第3条第3項第3号に規定する保護が終了した日から5年を経過していない イ 女性自立支援施設又は母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない ウ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない エ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている	
⑧通算3回落選・補欠	募集月の前の直近5年間に於いて、同一名義人で市営住宅の入居申込をし、落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。（ただし、令和元年11月以降のもの） （入居申込の際に抽選結果が落選となっているハガキ（3回分）を必ず持参してください。また、郵送にて申込される場合はコピーを同封してください。）	
⑨子育て世帯	申込者本人が、現に20歳未満（入居日前日時点）の子を扶養している世帯	

※上記の項目について該当される場合は、右側の欄に○を書き込んで下さい。上記項目の該当数に応じて、抽選番号が増加します。誤って申告されますと失格となります。

※1DKタイプ住宅の申込世帯については、上記項目に2つ以上該当していない場合、抽選番号は加算しません。